令和４年度有機農業推進総合対策緊急事業に係る公募要領

第１　総則

有機農業推進総合対策緊急事業（以下「本事業」という。）に係る事業実施主体の公募の実施については、この要領に定めるものとします。

なお、この公募は令和４年度政府補正予算案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募願います。

第２　趣旨

有機農業の更なる推進に向けては、市場の拡大を図り、安定的な販路を確保しつつ、需要に応じた生産を行える産地を形成することが重要です。

我が国における１人当たりの有機食品の消費額は欧米諸国に比べ低く、環境保全への意識が高まる中で、有機食品の消費が増大する余地はまだ大きいと考えられ、潜在需要を顕在化させるため、消費者の理解醸成や消費者が有機食品を購入しやすい環境を整えることが必要です。

「みどりの食料システム戦略」（令和３年５月決定）において、2050 年までに、有機食品市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大するという目標が設定されたところであり、同戦略に基づき、有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進すべく、有機食品市場の拡大に向けた取組を支援します。

第３　事業の内容等

事業の目的を達成するため、本公募で応募者の中から選定された事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、有機食品市場の拡大に向けて、新たに有機食品を取り扱う食品事業者や流通事業者の増加を図るため、有機農産物の試行的な取扱いや協議会を設置して新たな市場への試験的な導入を行う取組及び有機食品を取り扱う事業者間のマッチングを促進する取組を支援するとともに、消費者の有機農業への理解を増進するため、有機農業による環境保全効果のプロモーションの取組を行います。

１　事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとします。

（１）有機農産物新規取扱支援

①　有機農産物の市場拡大に向けて、有機農産物を取り扱う食品事業者や流通事業者と有機農産物を生産する農業者（以下「農業者等」という。）が新たに取引契約を締結した際に、有機農産物以外の農産物を取り扱った場合と比

較した有機農産物の取引価格の掛かり増し経費を、一定の範囲内で支援する取組とします。

② 有機農産物を新たに公的機関の給食、食堂等へ導入するため、関係者で構成する協議会が行う検討会の開催、需要調査、有機農産物の試験的導入に必要な経費を支援する取組とします。なお、有機農産物の試験的導入においては、有機農産物以外の農産物を取り扱った場合と比較した有機農産物の取引価格の掛かり増し経費を一定の範囲内で支援するものとします。

（２）有機農業の環境保全効果発信

有機農業に取り組むことによる生物多様性の向上や地球温暖化防止などの環境保全効果について、科学的な根拠や生産現場の事例等を分かりやすく整理した資料・映像等を２種類以上作成し、イベント等での配布・上映に加えて、ホームページ等を用いて発信するとともに、消費者を対象に有機農業の取組や環境保全効果について訴求するセミナーを１回以上開催する取組を支援するものとします。なお、資料や映像については、自ら及び農林水産省が使用するのみならず、（１）の①により支援を行う取引契約に関わる農業者等やその他関係を有する者も使用可能なものも作成することとします。

（３）事業者間のマッチング促進

有機農産物の新たな取引契約を希望・検討する事業者と有機農産物を生産する農業者や流通事業者等とのマッチングを促進する商談会を４回以上開催する取組を支援するものとします。商談会では、事業者や農業者、流通事業者が各々の取組を紹介可能な場や機会を設けるなど、マッチングが効率的・効果的に行われるように配慮するものとします。なお、商談会には、マッチング対象者が幅広く参加できるように工夫することとします。

（４）有機農産物の販路拡大に関する調査の実施

（１）の①の支援に係る農業者等、（３）の商談会に参加した事業者及び農業者や流通事業者等を対象に、有機農産物の生産、流通・加工、販売等の状況に関するアンケート調査を行い、結果を取りまとめることとします。アンケートの項目は、（１）の①及び（３）の支援の効果、今後の有機農産物の販売機会の拡大等を行う際の生産、流通・加工、販売等の各段階における課題等を網羅的に把握できるよう工夫することとします。

特に（１）の①の支援対象者に対しては、今後の取引の継続の意思を調査するとともに、継続を希望しない場合は、その課題の整理・分析、課題解決に向けた方策案を取りまとめることとします。

なお、調査により明らかとなった課題に対し、１以上の課題の解決に向け、関係する事業者等を参集した会議の開催、課題解決に向けた具体的取組の立案及び同案の実行のための調整について実施することができるものとします。

また、（１）の②の支援対象者が実施した取組について調査の上、取組事例

集を作成することとします。

２　事業実施主体の要件

（１）本事業の事業実施主体は、民間団体等とします。

（２）（１）の民間団体等とは、次に掲げる全ての要件を満たす民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は協議会とします。

ア　事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること

イ　日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、その責任を持つことができる者であること

ウ　その役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと

（３）（２）に定める民間団体等のうち、協議会は、上記のほか、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていることを要することとします。

３　補助対象経費の上限額

（１）第３の１（１）の①の支援対象者である農業者等の補助対象経費の上限額は、１支援対象者当たり 300 万円を上限とします。

（２）第３の１（１）の②の支援対象者である民間団体（協議会に限る。）の補助対象経費の上限額は、１支援対象者当たり 400 万円を上限とします。

（３）第３の１（１）の取組に係る支援対象となる掛かり増し経費の一定の範囲については、別途、農産局長と協議の上決定するものとします。

（４）第３の１（１）の取組のうち有機農産物の取引価格の掛かり増し経費に係る支援については、昨年の有機農産物の取引金額からの増加分のみを対象とするものとします。

４　支援対象者の数

第３の１（１）の支援対象者数が多数となった場合は予算の範囲内で支援するものとします。

第４　補助金の額及び補助率

１　第３の１（１）有機農産物新規取扱支援　　80,000 千円以内（定額）

なお、①、②に係る支援対象者の補助対象経費の上限額は以下の通りとします。

・ ①の１支援対象者当たり 300 万円

・ ②の１支援対象者当たり 400 万円

２　第３の１（２）有機農業の環境保全効果発信、第３の１（３）事業者間のマッチング促進及び第３の１（４）有機農産物の販路拡大に関する調査の実施

20,000 千円以内（定額）

第５　補助対象経費

補助対象となる経費の範囲は、事業に直接要する別表の経費であって本事業の対象として明確に区別できるもので、かつ、証拠書類（請求書、領収書の写し等）によって、金額、内容等が確認できるもののみとします。

なお、応募に当たっては、本事業期間中における所要事業費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額と一致するとは限りません。また、申請補助金額については、千円未満を切り捨てて計上することとします。

第６　申請できない経費

１　事業実施に直接関連のない経費

２　事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費

３　事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

４　補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）

第７　事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第６条第１項に基づく交付の決定（以下「交付決定」という。）の日から令和５年３月 31 日までの間とします。

第８　申請書類の作成及び提出期限等

本事業への応募を希望する団体（以下「応募者」という。）は、次の申請書類を作成の上、提出期限までに提出先に提出してください。

なお、提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しません。

１　申請書類
（１）応募申請書
（２）事業実施計画書
（３）（２）に関する添付書類
（４）申請書類チェックシート
２　提出期限
令和４年 12 月 23 日（金曜日）午後５時必着
３　問合せ先・提出先
問合せについては、以下の連絡先に電話、E-mail にて御連絡をお願いします。
なお、問合せの受付時間は、土・日・祝日を除く日の午前 10 時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）とします。

農林水産省　農産局　農業環境対策課　有機農業推進班
〒１００－８９５０
東京都千代田区霞が関１－２－１
ＴＥＬ　０３（３５０２）８１１１（内線４９２８）
０３（６７４４）２４９４（直通）
メール　yuuki_uketuke31@maff.go.jp
４　提出部数
申請書類チェックシートに記載のとおりです。
５　提出にあたっての留意事項
（１）申請書類は、申請様式に沿って作成してください。
（２）申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合には、審査の対象にならない場合があるほか、採択決定又は補助金の交付決定が取り消される場合があります。
（３）申請書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。
（４）申請書類の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールとし、やむを得ない場合には持参も可とします。ファックスによる提出は受け付けません。
（５）申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことを証明できる方法により送付ください。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず期限までに到着するようにしてください。
（６）申請書類は応募者ごとに１に掲げる申請書類を一つの封筒に同封し、「有機農業推進総合対策緊急事業申請書類在中」と封筒の表に朱書きの上、提出してください。
（７）提出後の申請書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。
（８）申請書類の審査に当たり、国から応募者に申請内容の確認等を行う場合があ

ります。

第９　補助金交付候補者の選定

１　審査方法

提出された申請書類については、事業担当課等において書類確認及び事前審査を行った後、農産局長が別に定めるところにより設置される選定審査委員会（以下「委員会」という。）が、別記の審査基準に基づくポイント付けを行い、ポイントの高い順に優先順位を定めるものとし、その結果を踏まえ、農産局長が事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

２　審査の観点

委員会は、事業実施計画、事業費及び事業実施体制の妥当性等の観点から審査を行います。

なお、申請書類の提出があった日の前３年以内に、適正化法第 17 条第１項又は第２項に基づき交付決定の取消しが行われた補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等が応募者である場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において取消しの事実を考慮するものとします。

３　審査結果の通知

審査結果については、委員会における審査等の手続が終了した後、応募者に書面で通知し、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものとします。

なお、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

４　審査内容の非公開等

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。

また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第 10　重複申請等の制限

国は、応募者又は事業実施主体（以下「応募者等」という。）が、同一の内容で、現に国から他の補助金等の交付を受け、又は受けることが決定している場合には、応募者等を書類審査の対象から除外し、又は採択決定若しくは補助金の交付決定を取り消すものとします。

なお、他の補助金等について採択が決定していない段階で、この事業に申請す

ることは差し支えありませんが、国の他の補助金等についての採択の結果によっては、この事業の審査対象から除外され、又は採択の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第 11　事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければなりません。

1　補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記録・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

（1）事業実施主体は、適正化法、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めるものとします。

（2）事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、最少の費用で最大の効果があげられるように経費の公正かつ効率的使用に努めるものとします。

（3）事業実施主体は、必要に応じ、交付された補助金の一部を、共同で事業を行う民間団体等（以下「分担事業者」という。）に配分することができるものとする。

この場合、事業実施主体の代表者（以下「事業代表者」という。）は、補助事業全体の責任者として、配分先における補助金の経理の管理状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することのないように十分注意するとともに、会計担当者と協力して、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めるものとします。

（4）事業代表者及び補助金の一部の配分を受けた分担事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払いに関する諸規定の趣旨に従い、最少の費用で最大の効果があげられるように経費の公正かつ効率的な使用に努めるものとします。

（5）補助金の交付を受けた事業実施主体及び補助金の一部の配分を受けた分担事業者は、補助金に係る経理管理を当該団体の会計部局等において実施するものとする。なお、特殊な事情により、当該団体の会計部局等が補助金の経理管理を実施することができない場合には、国内に居住する経理能力を有すると認めた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとします。

2　事業の推進

事業実施主体は、別途策定予定の有機農業推進総合対策緊急事業補助金交付等

要綱（令和３年 12 月 27 日付け３農産第 2255 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び有機農業推進総合対策緊急事業実施要領（令和３年 12 月 27 日付け３生産第 2256 号農林水産省生産局長通知）を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

３　取得財産等の管理

本事業により事業実施主体が取得し、又はその効用が増加した事業設備等の財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。（事業代表者個人には帰属しません。）

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

（１）取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

（２）取得財産のうち１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

この場合において、当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

４　知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体に帰属しますが、知的財産権の帰属に当たっては、次の条件を遵守することを御了解の上、御応募願います。

（１）本事業により得られた成果について、事業実施主体が知的財産権の出願や取得を行った場合には、遅滞なく国に報告しなければなりません。

（２）国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用許諾を事業実施主体に求める場合には、事業実施主体は、無償で、知的財産権の利用を国に許諾するものとします。

（３）本事業期間中及び本事業終了後５年の間、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体等は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に国と協議してその承諾を得なければなりません。

５　収益状況の報告及び収益納付

本事業の終了年度の翌年度から起算して３年の間、知的財産権の譲渡等又は事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、毎年度収益の状況を報告することとします。この場合において、相当の利益を得たと認められる場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した

補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることがあります。

6　事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年前年度の事業の実施状況について、国に報告を行わなければなりません。

7　事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、本事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、補助事業終了後遅滞なく、国に必要な報告を行わなければなりません。

また国は、報告のあった事業成果を、無償で活用できるほか、補助事業者の承諾を得て公表できるものとします。加えて、事業実施主体は、新聞、図書、雑誌論文等により事業成果を発表する場合には、本事業による成果であること、論文等に記載された見解が国の見解ではないことを必ず明記するとともに、公表した資料を国に提出しなければなりません。

8　国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。

9　個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければなりません。

第 12　補助金の返還

国は、事業実施主体に交付した本事業に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとします。

また、国は、本事業終了後５年の間、事業実施主体が、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとします。

1　国に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があったとき。

2　事業成果の評価等の報告を怠ったとき。

国は、これらの事由への該当の有無を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとします。

第 13　指導監督

国は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するものとします。

また、国は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとします。

第 14　その他

その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。